

広報

大野郡5町2村合併協議会

合併協議会だより

7月8日、第18回合併協議会を千歳村で開催

新市の名称は

(ぶんごおおのし)

豊後大野市

大野広域連合は

- 1 合併の日の前日をもって解散。
- 2 その事務及び財産をすべて新市に引き継ぐ。
- 3 職員は、新市の職員として引き継ぐ。



2004

第17号

平成16年7月

第18回合併協議会

継続協議項目として、「広報広聴事業の取扱い（その2）」、「病院・診療所の取扱い」、「議員の定数及び任期の取扱い（その2）」の3協定項目の協議が行われましたが、意見の集約ができず、継続協議となりました。

また、新規協議項目の「新市の名称（その3）」は候補2点の中から豊後大野市に決定されました。「一部事務組合の取扱い（その2）」については提案のとおり確認されました。

提案項目として「一部事務組合の取扱い（その3）」が提案されたことで、52協定項目71案件がすべて提案されたこととなります。

第18回協議会までに71案件中64案件が確認されました。



あいさつをする阿南宏千歳村長

<確認された協定項目内容>

協定項目第3-3号

新市の名称（その3）について

第17回合併協議会で大野川市、豊後大野市の2点が最終候補となっていました。協議の結果次のとおり確認されました。

新市の名称は

(ぶ ん ご お お の し)

豊後大野市 とする。

協定項目第15-2号

一部事務組合の取扱い（その2）について

大野広域連合の取扱いについて、次のとおり確認されました。

- 1 大野広域連合については、合併の日の前日をもって解散し、その事務及び財産をすべて新市に引き継ぐ。
また、大野広域連合の職員は、新市の職員として身分を引き継ぐ。
- 2 野津町に係るごみ処理及びし尿処理に関する事務については、共同処理する方向で合併までに調整する。

<提案された協定項目内容>

協定項目第15-3号 一部事務組合の取扱い（その3）について

〔一部事務組合の取扱い〕

合併関係市町村が構成団体となっている一部事務組合又は広域連合（地方自治法284条）については、構成団体に変動が生じるため、一部事務組合又は広域連合を存続させるか、存続させるなら規約をどう改正するかについて関係地方公共団体と協議する必要があります。尚、構成団体が合併関係市町村と同一の場合は、当該事務は合併市町村の事務となります。（「市町村合併ハンドブック」より）

大野郡東部消防組合については、野津町が白杵市と合併の日の前日に大野郡東部消防組合から脱退することになります。平成17年1月1日以降、引続き共同処理する方向で調整しています。また、竹田広域消防組合については、緒方町、朝地町が合併の日の前日に同組合を脱退します。その上で引続き共同処理を行う方向で調整しています。いずれも、事務処理の範囲、事務処理の方法、財産処分について合併までに調整していくこととなります。

一部事務組合の取扱い（その3）の提案内容

- 1 大野郡東部消防組合については、合併の日の前日をもって解散し、その事務及び財産をすべて新市に引き継ぐ。また、大野郡東部消防組合の職員は、新市の職員として身分を引き継ぐ。
- 2 緒方町、朝地町に係る消防及び救急に関する事務については、竹田市及び直入郡3町による新市と共同処理する方向で合併までに調整する。
- 3 野津町に係る消防及び救急に関する事務については、臼杵市及び野津町による新市と共同処理する方向で合併までに調整する。

<継続協議の協定項目内容>

協定項目第6-2号 議員の定数及び任期の取扱い（その2）について

関係町村の区域ごとの選挙区の定数配分に対して、再度協議する時間がほしいとの意見があり、継続協議となっています。

- 1 地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第91条第1項の規定による議会議員の定数は、26人とする。
- 2 新市の議会議員の定数は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年3月29日法律第6号）第6条第1項の規定を適用し、31人とする。また、新市の設置後最初に行われる選挙に限り、関係町村の区域ごとに選挙区を設置し、各選挙区の議員の定数は次のとおりとする。

三重町の区域	11人	清川村の区域	3人	緒方町の区域	4人	朝地町の区域	3人
大野町の区域	4人	千歳村の区域	3人	犬飼町の区域	3人		

協定項目第10号

地域審議会等の取扱いについて

他の制度、地域協議会との比較研究に時間がほしいと意見があり、継続協議となっています。

新市において、地域審議会を合併関係町村の区域ごとに設置する。

なお、当該審議会の組織及び運営等に関する事項については、「地域審議会設置に関する協議書(案)」のとおりとする。

協定項目第35号

病院・診療所の取扱いについて

公立医療施設総合検討専門委員会の検討報告をまわって、協議するため、継続協議となっています。

公立おがた総合病院及び清川村国民健康保険直営診療所については、「公立医療施設総合検討専門委員会」の検討結果を踏まえ、合併までに調整する。

協定項目第28-2号

広報広聴事業の取扱い（その2）について

ケーブルテレビ事業の取扱いについて、三重町から修正案が提出され、各町村で持ち帰り協議するため、継続協議となっています

情報通信関係事業の取扱いについて

- (1) ホームページについては、合併時に統一し、新市において開設する。
- (2) オフトーク、ケーブルテレビについては、新市に引き継ぐ。ただし、事業及び内容については、新市において調整する。
- (3) 電光掲示板については、新市に引き継ぐ。

〔(2)の修正案〕

- (2) オフトーク、ケーブルテレビについては、新市に引き継ぐ。ただし、事業及び内容については、新市において調整する

なお、ケーブルテレビの利用料については、受益者負担の原則に立ち、住民負担に考慮して適正な料金のあり方等を新市において調整する。

協議会での協議状況

確認された協定項目

協定番号	協定項目	協議結果
1	合併の方式	新設合併
2	合併の期日	H17.3.31
3	新市の名称	新市の名称は豊後大野市
4	新市の事務所の位置	場所は三重町(広報第6号に掲載)
5	財産の取扱い	広報第9号に掲載
6	議員の定数及び任期の取扱い(その1)	小委員会を設置
7	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	広報第15号に掲載
8	地方税の取扱い	広報第6号に掲載
9	一般職の職員の身分の取扱い	広報第6号に掲載
12	特別職の身分の取扱い	広報第6号に掲載
13	条例・規則等の取扱い	広報第6号に掲載
14	事務組織及び機構の取扱い	広報第6号に掲載
15	一部事務組合等の取扱い(その1)(その2)	広報第6号・17号に掲載
16	使用料・手数料等の取扱い(その1)(その2)	広報第12号・13号に掲載
17	公共的団体等の取扱い(その1)(その2)	広報第12号・13号に掲載
18	補助金、交付金等の取扱い(その1)(その2)	広報第12号・13号に掲載
19	町名・字名の取扱い	広報第6号に掲載
20	慣行の取扱い	広報第6号に掲載
21	行政区の取扱い	広報第7号に掲載
22	男女共同参画の取扱い	広報第6号に掲載
23	電算システムの取扱い	広報第10号に掲載
24	国民健康保険事業の取扱い	広報第7号に掲載
25	介護保険事業の取扱い	広報第6号に掲載
26	消防防災事業の取扱い	広報第10号に掲載
27	交流事業の取扱い	広報第11号に掲載

協定番号	協定項目	協議結果
28	広報・広聴事業の取扱い(その1)	広報第9号に掲載
29	交通対策事業の取扱い	広報第10号に掲載
30	衛生事業の取扱い	広報第6号に掲載
31	障害者福祉事業の取扱い	広報第9号に掲載
32	高齢者福祉事業の取扱い	広報第12号に掲載
33	児童福祉事業の取扱い	広報第11号に掲載
34	人権教育・同和対策事業の取扱い	広報第11号に掲載
36	保育事業の取扱い	広報第11号に掲載
37	生活保護事業の取扱い	広報第11号に掲載
38	その他の福祉事業の取扱い	広報第12号に掲載
39	健康づくり事業の取扱い	広報第9号に掲載
40	環境対策事業の取扱い	広報第6号に掲載
41	農林水産事業の取扱い(その1)(その2)	広報第12号・13号に掲載
42	商工観光事業の取扱い(その1)(その2)	広報第11号・13号に掲載
43	勤労者・消費者事業の取扱い	広報第13号に掲載
44	建設事業の取扱い(その1)(その2)(その3)	広報第10号・13号・16号に掲載
45	上下水道事業の取扱い(その1)(その2)	広報第9号・10号に掲載
46	学校教育事業の取扱い(その1)(その2)(その3)	広報第6号・7号・12号に掲載
47	文化振興事業の取扱い	広報第11号に掲載
48	社会教育事業の取扱い(その1)(その2)	広報第7号・11号に掲載
49	社会福祉協議会の取扱い(その1)(その2)	広報第6号・13号に掲載
50	地籍調査事業の取扱い	広報第10号に掲載
51	定住促進事業の取扱い	広報第10号に掲載
52	その他の事業の取扱い(その1)(その2)	広報第10号・11号に掲載

協議中の協定項目

協定番号	協定項目	備考
6	議員の定数及び任期の取扱い(その2)	4/22 小委員会報告・5/13提案協議・6/24町村長案提案
10	地域審議会等の取扱い	6/24 提案
11	新市建設計画(案)	5/13 提案
15	一部事務組合等の取扱い(その3)	7/8 提案
28	広報・広聴事業の取扱い(その2)	4/8 提案
35	病院・診療所の取扱い	4/8 提案

合併協議会・幹事会・専門委員会は公開しています

今後の開催予定は下記のとおりとなっています。なお、都合により日程を変更することがありますので、傍聴される方は合併協議会事務局に御確認のうえお越しください。また、専門委員会の開催日程は、事前に合併協議会事務局又は合併関係町村役場の窓口へお問い合わせください。

これらの会議の開催日程は、協議会のホームページにも掲載しています。

協議会の開催予定

第20回協議会▶ 8月12日(木) 午後1時30分
場所／三重町中央公民館体育室

第21回協議会▶ 8月23日(月) 午後1時30分
場所／清川村中央公民館大集会室

幹事会の開催予定

第20回幹事会▶ 8月5日(木) 午後1時30分
場所／大原総合体育館研修室

第21回幹事会▶ 8月19日(木) 午後1時30分
場所／大原総合体育館研修室

編集・発行／大野郡5町2村合併協議会

〒879-7152 大分県大野郡三重町大字百枝1086番地の35(大原総合体育館内)
ホームページアドレス <http://www.ohnogun-gappei.jp> Eメール info@ohnogun-gappei.jp
TEL 0974-26-4139 FAX 0974-26-4148